

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

〈くらし創造部、景観・環境局、農林部〉

開催日時 平成27年10月5日(月) 10:02~11:08

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

岩田 国夫 委員長

猪奥 美里 副委員長

亀田 忠彦 委員

佐藤 光紀 委員

大国 正博 委員

西川 均 委員

小林 照代 委員

阪口 保 委員

宮本 次郎 委員

欠席委員 1名

上田 悟 委員

出席理事者 奥田 副知事

野村 総務部長

中 暮らし創造部長兼景観・環境局長

福谷 農林部長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事 9月定例県議会提出議案について

〈会議の経過〉

○岩田委員長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日、猪奥副委員長と上田委員が少しおくれるとのことですので、ご了承をお願いします。

それでは、日程に従い、くらし創造部、景観・環境局、農林部の審査を行います。

これより質疑に入ります。

その他の事項も含めて、質疑等があればご発言をお願いします。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して、明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、ご発言をお願いします。

○小林委員 2点質問をさせていただきます。

1つは、ひきこもりの支援についてです。今年度から青少年・生涯学習課にひきこもりの相談室を開設されていますが、開設に至ったきっかけはどのようなものでしょうか。また、4月から9月までの相談件数はどのようになっていますか。また、どのような方が多いのでしょうか、当事者が多いのでしょうか。どのような支援をされていますか。これが1点です。

2点目です。NAFIC、なら食と農の魅力創造国際大学についてです。報道によりますと、県の農業大学校を改編して2016年4月に開校する食と農の魅力創造国際大学校、NAFICの校長職を、フランス料理店株式会社ひらまつ社長の平松氏に委嘱すると発表されました。株式会社ひらまつは、この大学校に併設されて既にオープンしていますオーベルジュ・ド・ぷれざんす桜井、宿泊つきレストランの指定管理者でもあります。それで、お尋ねします。平松氏はフランス・パリでも30店舗のフランス料理店を初め、国内もたくさんフランス料理店を経営されておられます。NAFICには週のうち、どのくらい出勤できるのでしょうか。また、非常勤嘱託職員ということですが、報酬などの待遇はどうなるのでしょうか。

次に、この大学校について、アグリマネジメント学科、フードクリエイティブ学科は、それぞれの定員数は何名でしょうか。これまでの農業大学校の定員数は何名だったのでしょうか。来年開校ですが、今大学校への入学の希望者の状況はどうなっていますか。交通の便が余りいいとは言えないと思うのですけれども、入学希望をされる方で遠方な場合に、寄宿するようなどころがあるのでしょうか。また、学費についてもお答えください。それから、大学の名称が食と農でなくて、農と食であってほしい、逆さまではないかと思うのですが、この名称をつけるときには、どのような議論が行われたのでしょうか。以上です。

○森青少年・生涯学習課長 ひきこもりの相談窓口について申し上げます。

ひきこもり相談窓口については、平成27年4月1日に県庁1階、青少年・生涯学習課内に設置しました。臨床心理士の資格を持つ相談員2名を配置して、ひきこもり状態の本人及びそのご家族からの電話相談、来所相談に対応しています。ひきこもりの方は、県内に4,600人おられると推計されており、一人でも多くの方をひきこもりからの脱却に

向けて支援したい、社会参加、就労につなげたいとの思いで開設しています。

相談件数等については、平成27年4月から9月末までの相談件数は、電話相談、延べ351件、来所相談、延べ160件、相談対象となった方は145名です。また、10代から50代までの幅広い年代層となっていますが、20代の方が多い傾向です。

それから、ご家族のみが相談に来られるケースが約6割となっています。どのような支援を行っているかですが、相談窓口では、カウンセリングを行いながら、ひきこもりご本人の状況を把握し、支援方針を検討の上、就労、福祉、医療関係などの適切な関係機関と連携しながらひきこもりから脱却し、社会参加ができるまでを継続的に支援しています。以上です。

○角山農林部次長（なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室長事務取扱） なら食と農の魅力創造国際大学校に関して、平松氏の校長職としての勤務状況ですが、個人の状況に係るところですが、平松氏からは、仕事の本拠地を奈良県に移され、NAFICの校長職に全力を注ぐために準備されていると聞いています。大学校の校長が出席する年間公式行事は年度当初に確定するものでもあり、それを受け平松氏のスケジュールを調整させていただいて、出勤いただくことで考えています。また、校長を補佐する県職員を置き、学校運営に支障が出ないように検討してまいります。

次に、その役職の待遇について、校長には去る9月1日に内定させていただき、就任については、平成28年4月1日付で非常勤嘱託職員として委嘱させていただきます。給与等の条件については、委嘱する際にあわせて通知することになり、具体的な内容については、担当部局で検討という形になっています。

続いて、定員の件ですが、両学科とも20名となっています。今の入学希望の状況ですが、9月1日から願書を配付しており、10月19日から30日の間に第1次募集の願書を受け付け、入学考査については、11月12日に1次試験、12月5日、6日に2次試験を予定しており、フードクリエイティブ学科、アグリマネジメント学科とも選考を考えています。学生募集の周知については、パンフレットの配布やホームページへの掲載のほか、高等学校での進路相談会への参加など、幅広く広報を展開してきたところです。また、8月22日に両学科とも見学会をさせていただき、フードクリエイティブ学科には19名、アグリマネジメント学科には24人に足を運んでいただきました。第2回目は、来る10月17日に見学説明会を計画しており、学生の募集にさらに努めてまいります。

学生の交通手段の件です。学生の最寄り駅は桜井駅となります。駅からは自転車やバイ

クなどで通学してもらおうとともに、県外等遠方からの入学者については、市内のアパートなどをご利用いただくことを考えております。路線バスについては、現在、桜井駅から明日香村の石舞台古墳までの便がありますが、1日3便と、学生の通学時間には運行していない状況ですので、今後とも関係機関と相談を続け、学生利用を考えていきたいと思っています。

学費にいて、授業料は、年間フードクリエイティブ学科が53万5,800円、アグリマネジメント学科が11万8,800円になっています。

それから、食と農の国際大学校の名称ですが、食を前にしようか、農を前にしようかという話は、特に議論したことはありませんが、県立農業大学校を再編して新しくフードクリエイティブ学科を新設ということもあり、食を前にしたのではなかったかと考えています。以上です。

○福谷農林部長 食と農、農と食、その名称の関係ですけれども、補足をさせていただきます。

本県農業は、ご承知のように432億円と非常に規模が小さい中で、奈良らしい農業振興をいろいろ政策展開してきました。その中で、4年ほど前に農林部の中にマーケティング課を設置して、いわゆる川下対策に力を入れていこうと、種々政策を展開をしてきました。そのような状況の中で、最終的にはやはり消費者の、農畜産物は口に入るということで、首都圏のレストランのシェフに大和野菜を持って行って、いろいろ感想も聞いてみました。ご承知のように、京野菜に比べて大和野菜は非常に知名度が低い中でも、非常にいいものがあるとおっしゃっていただいて、そういう状況の中で、やはり農を振興していくためには、食をまず振興する必要があるのと違うかと、なら食と農の魅力創造国際大学校の説明にも、食と農の接続と言っていますが、そういった意味で、角山農林部次長が申し上げたように、その時流に乗った形の中で、食を振興すれば農もおのずと振興していくという思いもあり、非常に思いの強いところではありますが、この名称にしたということでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○小林委員 ひきこもりの支援について、まだ短い期間ですけれども、利用され、相談に来られた件数がかかなりあると思いました。

3月末だったと思いますけれども、当事者からすれば祖母になる方から、19歳になる孫が中学でいじめに遭って以来、高校に入れたのに10日間行っただけで学校に行かなくなって、家から外に出ようとしません。母親は仕事で出かけますし、これからのことを考

えたら気がかりで、もうたまりませんというご相談がありました。知り合いにカウンセリングを勉強していた友人を思い出し、そのことを相談したら、県庁に今度、相談室ができると紹介もしていただき、相談に来ておられます。どこに相談に行ったらいいのかと本当に苦しんでおられるご家族や関係者がたくさんいらっしゃると思われまます。

それで、より多くの皆さんに利用されるために、今後の体制はどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

なら食と農の魅力創造国際大学校の件ですが、校長になられる平松氏のことを、また、学生の募集の状況もお聞きして、特に感じていますのは、名称のこともお尋ねしたのですが、学校のバランスが問題といたしますか、非常に食が前面に出ております。これは、結果もお聞きしてそう思いました。農林部長からもご答弁があったのですけれども、あくまで大学の名称も食と農ではなくて農と食でなければ、逆さまではないかと思ひます。今までの農業大学校は、日本の主食であります米や野菜を初めとする食料を生産する農家の農業の担い手を育てることが大きな役割だったと思ひます。このことに、今、本当に力を入れなければならないところだと思ひます。今、農業経営に展望が持てなくて苦しんでいる、後継者もいなくて苦慮している農家がたくさんおられると思ひます。その農家に、自給率を高めるといふことで希望や展望を持って、食料というのは国の基本だと思ひます。国もそういう方向を出しているのですけれども、それは本当に基本だと思ひています。今回の学校の改編で、奈良県のこうした思いといふか、農業が発展するのかと思ひているのですが、再度お聞きしますけれども、先ほどは食を振興させて、食に力を入れていくことが農業を振興させることになるといふことだったのですが、その辺はどうかと思ひますが、もう一度、どのように思われるか答弁をお願いします。

○森青少年・生涯学習課長 ひきこもり相談窓口については、今後、より多くの対象の方に当該窓口を利用していただくため、一層窓口の周知に努め、一人でも多くのひきこもり状態のご本人、ご家族の支援に取り組むとともに、そのケースデータを蓄積し、今後、より効果的な支援策の検討につなげたいと思ひています。

また、ひきこもり相談窓口については、現在2名の専任相談員により対応しているところですが、今後、利用者の方に丁寧できめ細やかな支援ができる相談窓口の体制について、今後検討したいと考えています。以上です。

○福谷農林部長 なら食と農の魅力創造国際大学校ですが、決して農業の部門をおろそかにするといふことではなく、何十年と農業大学があった中で、農業の担い手を養成をして

きた実績もあるわけです。ただ、我々サイドの反省とする部分もあるのですけれども、いいものをつくろう、いいものを出していこうという形で農業研究センターも含めて今まで対応してきたのですけれども、よくよく考えてみれば、それが最終的に消費されないことには、農家の所得にもならないわけです。所得向上を目指そうとなれば、特に奈良県は、全国に農業県と言われるところが多々ある中で、432億円という非常に少ない農業産出額の中で勝負をしていくことになれば、川下対策を重点的にやって、一定のルートをつくらなければいけない。その中でシェフの口に合ったいいものを持っていくことがやはり重要であろうと。たくさんの量ができない県であるからこそ、そういう考え方に至りました。

その中で、最終的な出口である消費者の口に入る料理をするシェフが、例えばキュウリ一つ、ナス一つにしても、どのような状況のものを欲しているのか、どのような料理をしようと思っているのか、それを農家サイドに情報提供がスムーズにできれば、今欲している農産物を育てると。加えて、シェフも、その農産物がどういう過程でできるかも十分理解した上で料理に挑んでいただく、臨んでいただくといううまい連携、いわゆる接続と言っていますが、とれるような形の中で、行政としていろいろ施策展開ができればという背景のもとに、今回のなら食と農の魅力創造国際大学校ができてきたことをご理解をいただき、決して農業をおろそかにしてるということではないとご理解をいただきたいと思い、答弁をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○小林委員 次は要望というか、意見にさせていただきます。

今、農林部長から、農業を決しておろそかにしてるわけではないと答弁があったのですが、販路拡大を考えても、こういう形でもなくとも、いろいろあるのではないかと思います。学校給食に県産のものを使う要求で、学校給食プロジェクトなどができて、全県下各地で、お母さん方が中心で、あると思います。大阪府、それから奈良県という関西圏だけを考えてみても、人口がかなりあるわけですから、そういうところにまで、例えば奈良県の生産物の販路をつくっていくのは、学校給食や保育園の給食などを通して、かなりの量ができるのではないかと思います。販路拡大についてももちろん大事だと思っているのです。もう一つは、おろそかにしないと要望したいのですけれど、奈良県の農業の組織として、農業大学校の改編もありますけれど、農林振興事務所などが合併したり、人が少なくなったりという状況もありますから、現場に足を運んでいただいて、今、農家の方がどういう問題抱えていて、どんな状況なのかをじかに知っていただくことも、県の行政で把握ができないようになっていないのかと。それから、奈良県の支援体制が弱い

のではないかと。だから、農業の方は、県にどうしたらいいかと相談に来られることは今ほとんどないのではないかと。農協も役割を果たしてもらわなければいけないのですけれども、そのような状況ではないかと思っています。生産する農家、農業の支援がなければならぬ点で、このなら食と農の魅力創造国際大学校の人事を通して質問させていただきましたけれども、農林部長からご答弁いただきましたように、そういう点にももう一度気を配って、農業振興を進めていただきたいと要望します。

○佐藤委員 議第80号及び議第82号で林業基金貸付金の債権を民事再生法の債務免除により放棄を求める議案が出されていますが、なぜ破産ではなく民事再生法の適用を求められたのか、いま一度確認がしたいのでご答弁をお願いします。

○熊澤林業振興課長 民事再生についてお答えします。

民事再生とは、経済的窮地にある債権者が事業を続けながら、債権者の多数の同意のもとに裁判所の認可を受けた再生計画を定めることにより、債権者と権利関係を調整し、債権者の事業の再生や債務整理を図る手続です。民事再生法にのっとり、規定する法的整理の一つです。

今回、林業基金が行う再生手続は、主たる事業である分収造林事業を県または土地所有者に譲渡し、自身は解散するという清算型の民事再生となっています。これまでに民事再生を申し立てた林業公社、全国で5社ありますが、この方法は、林業基金が日本政策金融公庫に差し入れている借用証書において、繰り上げ償還の要件として一般特約条項に明記されています。民事再生により、公的機関である裁判所の関与のもとにこの手続を行うことにより、手続の透明性、公平性が確保でき、一定の負担をお願いすることになる県民の皆様への説明責任を果たせます。また、民事再生手続でありましたら、県や土地所有者、森林所有者への事業資産の譲渡が可能、つまり山の維持管理が、山が荒廃せずに維持管理ができます。それから、土地所有者との対応に一定の期間を要することから、林業基金の解散は平成28年度末を想定していますが、民事再生でありましたら、その前に債務整理を行うことが可能ということ踏まえて、民事再生手続による債務整理を行うこととさせていただきます。

○佐藤委員 法的な補足はされていますが、事前に資料もいただいておりますけれども、まず、県の貸付金が40億円損失が出る。また、日本政策金融公庫の貸付金で約60億円、あわせて100億円を超える損失が出ている。平成29年3月末に解散予定で、議第80号と議第82号が出てきているのですけれども、この40億円と60億円、ここまで膨れ

上がるに至った10年の事務評価の推移をご説明願います。

○熊澤林業振興課長 材価が下がってきたので、平成24年に奈良県林業基金の経営改善計画を立ち上げ、約7回、検討してまいりました。それに基づき、平成26年3月に林業基金の理事会で解散について議決し、平成26年5月の理事会で解散時期について議決しました。その中で、第三セクター等改革推進債を活用する等、民事再生手続きを使う等を議決しました。

経過はそうですが、実際にはその前から、林業基金はさまざまな債務を減らす努力をしました。平成15年に新規造林の休止を行ったり、経営改善計画等いろいろしましたけれども、それで改善できないということで、平成24年に、林業基金による経営改善検討会を実施して、今回、このような判断をさせていただいてる次第です。

○福谷農林部長 その背景、経過については、林業振興課長が申し上げたとおりですけれども、材価が低い状態が続いていく中で、いかに盛り返していくかを何年かにわたって検討しました。加えて、検討委員会でも学識経験者にもご意見をお伺いして検討しました。言葉でなかなか整理できない部分もあろうかと思っておりますので、改めて整理して資料を提出させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○佐藤委員 いろいろな改善計画をされたという話と、有識者の方も踏まえた会議であったという話がありますが、結局は、材価が想定されたよりも大幅な下落をしたために、その改善計画が追いつかず、結果的に民事再生、債権放棄、また、日本政策金融公庫に対する第三セクター等改善推進債があるにしろ、事実上、60億円の損失を奈良県がかぶらなければいけない結果を招いています。この経緯を、資料を取りまとめてお出しただけということなので、会議録もあわせて出していただきたいと思います。こちらはありますか。

○福谷農林部長 手元がないのでわかりませんが、出せる範囲の資料は出させていただきます。

○佐藤委員 会議録をできるだけ多く要約して出していただきたいと思います。

総務部長にお聞きしたいのですが、今回、予算を立てられるのに、道義的責任を総務部長としてはお感じになられていますか。

○野村総務部長 道義的責任という話でしたが、林業基金自体が昭和58年の設立以降、1,300ヘクタールの森林整備を行ってきたとか、延べ34万人の林業労働者の雇用を創出したとか、一定の役割を果たしてきた面はあると思います。しかしながら、長期借入

金で造林を行い、将来の木材価格が売却益をもって償還する事業スキームですけれども、木材価格が、当初想定したよりもこれだけ落ちますと、将来得られる木材収益で累積の債務を返済することは困難になりました。そこで、将来における県民の負担を最小限に抑えることを最優先に考え、この累積債務の主な要因となっています。委員がお述べになりました日本政策金融公庫の借入金を県が一括繰り上げ償還をし、分収造林地は県が引き継いで、林業基金は解散する決断をすることになりました。

結果として、100億円を超える大きな県民負担が生じたことについては、財政を預かる我々としても県民の皆様に変な申しわけなく思っています。以上です。

○佐藤委員 道義的責任と申し上げたのも、国から、林業についてはどうだという投げかけがあったと聞いています。その中で、同時期に解散予定の山梨県においては226億円、こちらにも債権放棄という債務負担も検討されていると聞いています。岩手県は600億円を超えているという話もあり、資料をいただいておりますけれども、一つ言えるところがその中でも奈良県は105億円で済んだという意見があったりもしています。決してこういう言い方をしないでください。少なくとも105億円はとんでもない金額で、議案を出してくるのもいいけれども、しっかりと説明する必要があるかと思えます。

実際にこの資料をいただいたのが予算審査特別委員会直前で、委員会の席でこの問題は大きく取り上げられて検討されたかと思えます。改善計画も出されたかと思えます。しかし、今、奈良県の財政状況においては、1円たりとも無駄にする税金はないという認識のもと、今後、国がいろいろな、これをやりなさい、この期間は補填しますといったこともあると思います。しかし、それに踊らされて飛びついていくのではなく、予算は十分注意して計画を立てて、段階的な投入、一括投入が必要なのか、逐次投入が必要なのか、ケース・バイ・ケースだと思うのですけれども、しっかりと検討をして、先々材価が下がったらどうなるのかといった最悪のフローも想定した上で計画を推移する必要があったかと思えます。

このように申し上げますのも、検討委員会が設置されたと聞き及んでいます。しかし、その間も、どんどん赤字がふえていく。有利子で借りていますので、その分の利子返却分の額はどんどんふえていく。一番最初に、もし材価が下がったらこういう手続にしましょうという計画があつてしかるべきではなかったのでしょうか。そのように考えるのですけれども、これから先、解散に至るまでも分収林をどうするか、維持管理をどうするか、そして土地所有者との訴訟も検討に入れなければいけないと思いますので、残りの部分、総

括で質問をさせていただきたいと思います。

○宮本委員 まず最初に、小林委員からも指摘がありましたNAFICの初代校長に平松氏ということですが、この報告を受けて最初に思ったのが、やっぱりそうだったのかという印象です。これは去年の同時期の予算審査特別委員会でも、知事とも随分と直接議論をさせていただきましたけれども、本来でしたら、奈良県全体の農業の発展に資する農業大学校に、オーベルジュを併設して、その管理運営をこの株式会社ひらまつに委託をすると。相当な金額をかけて、1人1台の厨房をつくる大工事をして開設をするということで、こういった特定の企業に利するような施設をつくって一流のシェフを育てることが、果たして本当に奈良県の農業全体の下支えになるのかと議論をしました。そして特に、今本当に経済状況が厳しい県民生活の中で、高級レストランと、それに特化したシェフ養成という、庶民感覚とかけ離れたところに税金を使うことに対して、正面から問題提起をしました。1年たって、この初代校長にフランス・パリで、国内でも、全部で30店舗を営んでいる経営者の平松社長が校長に就任すると。先ほどの答弁では、奈良県に拠点を置くということで来られるとのことですが、1年間の経過を見ますと、株式会社ひらまつのためにここまで税金を投じて、農業大学校の性質まで変えてしていくことが本当にいいのかと思いました。そういう声は必ず出てくると思うのです。それに対してどう答えていくのかと、なぜ株式会社ひらまつなのかについて、その根本の考えをお聞かせさせていただきたいと思います。

食と農の、この食を前面に出したことには長い期間の議論があったということですが、この食と農を名づけたのは誰なのか、荒井知事なのか。誰が発案したのかも明らかにしていただきたいと思います。この点、まずお聞きしておきます。

それから、けさの奈良新聞でも報道がありましたが、ナラ枯れの発生が深刻です。春日山原始林や、地元の生駒山麓でも相当広がっており、梅雨明け7月ごろから発生しています。ある地域では、コナラの8割近い部分がナラ枯れに遭っているとか、9月に入って以降はカシ、シイの木にも広がっているということで、風の強い日などには、このナラ枯れによって枝が落下をするなど、幹が倒壊しかねないことも聞いています。あわせて、ナラ枯れが進んでいきますと、猛毒を持つキノコの種類、カエンタケが発生してくるということで、昨年はハイキングコースや、保育園児の散歩コースでも見られるようになった。カエンタケについては、さわると皮膚の炎症を起こすという大変危険なもので注意喚起を行っていただきました。ことしも、インターネット等で注意喚起をしていただいているので

すが、あわせてカエントケの対策について、カエントケが発生している現場で、さわつたら危ないという表示をすることが大事だと思っています。このナラ枯れ対策については森林整備課に、カエントケの発生状況とその注意喚起について林業振興課にお答えいただければと思います。

それから、山の問題で、獣害対策が最近進んできており、平群町でもイノシシ、アライグマ、最近では猿も出没すると深刻ですが、取り組みが一定進み、防除柵や、わななども普及して、被害額自体はそんなにふえてないと。むしろ減っている面もあるかと思うのですが、この獣害対策の実態について、被害額の推移など明らかにしていただきたいと思います。あわせて、農家に聞きますと、捕獲もさることながら、農家の担い手が減ってくると荒れ地がふえ、そこをすみかにしてイノシシやアライグマなどが出てくるとのことですので、荒れ地を生み出さない農地の適正管理、耕作放棄地の対策などどうなっているのかも、あわせてお聞きしておきたいと思っています。

もう1点、これは景観・自然環境課にお聞きしたいのですが、景観といいますといろいろあるのですけれども、まちを自動車で走っていると、どうしても大型店の出店が目につきます。最近特定のチェーン店がどんどん出店をしていると、6月の本会議でも、コンビニエンスストアの出店がラッシュですということも取り上げました。また、大型量販店も国道や県道沿いに店を出してくるのですが、そういったときに、どうしても同じような景観が目立ち過ぎると。緑を大事にと植樹をされているところもあるのですが、十分植樹がされないまま開店をしているところもあります。こういった大型店の出店に当たって、県では景観条例に基づいて規制をかけていると思うのですが、この規制が本当に働いているのかという光景もよく目にしますので、その点についてお聞かせいただければと思います。以上です。

○角山農林部次長（なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室長事務取扱） NAFICの平松校長について答弁させていただきます。

なら食と農の魅力創造大学校においては、マーケティング力、地域活用力、技術力、それからもてなし力、経営マネジメント力、国際理解力等の5つの力を持った県産農産物の生産、調理、加工、流通などを担う食と農のトップランナーの育成をコンセプトに、平成28年4月開校に向けて進めています。

その中で、食の担い手の育成において、実践力、即戦力を考えたところで、同じ敷地内に実践オーベルジュ棟を設営し、カリキュラムの一環で学生たちが力をつけていく授業内

容を考えています。その実践オーベルジュ棟については、民間の方に営業をしていただきたいと、指定管理者の募集を行ったところです。指定管理者の募集に3会社からの応募があり、審査で株式会社ひらまつが決定し、指定管理をしていただいています。

知事をトップとする食と農の開設準備委員会に、それぞれの知識を持っておられるアドバイザーの方たちにも入っていただく中で、学校のカリキュラム等々を考えることで、実践を担っていただく株式会社ひらまつの社長にも特任アドバイザーという形で入っていただき、検討を進めました。

その中で、お話を聞くに当たり、委員もお述べいただきましたけれども、平松氏は東京を中心に国内主要都市、パリでの30店舗の飲食店の経営、オーナーシェフとしてフランス料理の技術のみならず、レストランの経営にも精通されて、経営感覚にすぐれた方とわかってまいりました。NAFICでもオーナーシェフなどを目指す実践力の高い食の担い手の育成を目指していきますので、その経験とノウハウに大きな期待ができるものと考えました。また、株式会社ひらまつが経営するレストランでは、これまでも平松氏がみずから農家に赴き、理想とする料理において農産物の品種を追求されるなど、食材の生産に対しても強い思いを持っておられます。先日オープンしたオーベルジュ・ド・ぶれざんす桜井においても、大和野菜を初めとする県産農産物を積極的に活用されるなど、高いレベルの品質を求められて、意欲のある生産者に大きな刺激を既に与えられています。株式会社ひらまつがプロポーザルで応募いただいたときからの校長ということではなく、アグリマネジメント学科もフードクリエイティブ学科の指導においても、熱意を持って取り組んでいただけるという確信のもとに、校長職として適任であると考えたところです。以上です。

○福谷農林部長 名称について答弁をさせていただきます。

委員がお述べのように、15文字の非常に長い名前ではありますが、それぞれセンテンスを切っていただきますと、まず、なら、食と農、魅力、創造、国際大学校ということで、先ほど農林部次長が申し上げたカリキュラム等を検討していただいている食の農の開設準備委員会の中で決まってきたわけです。それぞれ、今後、将来にわたってどういう大学にしていこうかという思いを話していく中で、結果としては長くなったのですが、食のサイドもそうですし、農のサイドもそうですし、魅力ある大学、また国際的にも通用する大学という思いも込めた形でこの名称になったとご理解をいただきたいと思います。以上です。

○伊賀森林整備課長 ナラ枯れについてお答えします。

委員がご指摘のとおり、奈良市や生駒市の山林等では、茶色に変色した木が目立ってい

ます。これは、全国的に被害が発生しているナラ枯れ病と思われます。ナラ枯れ病は、ナラ類、シイ・カシ類の樹木を枯らすナラ菌と、それを媒介するカシノナガキクイムシによる、以前から見られる樹木の伝染病です。奈良県では、平成22年に若草山山麓において被害を確認して以来、県北西部を中心に被害が見られます。

県においては、平成22年の発生以来、被害を受けた木をビニールで被覆して外部へ飛散しないような防除や、枯れた木は伐倒し、薬剤により材に潜む虫を駆除するなど、被害の拡大防止に努めてきています。

一方、地域全体の対策方針や連携体制として、奈良県が設置した奈良県ナラ枯れ防除対策協議会を開催しています。ナラ枯れ被害が確認された市町村、またその隣接市町村、国または県の関係機関及び研究機関を構成員として、被害地の情報収集に努めるとともに、共同して効果的で効率的な防除対策の検討及び周知を行うなど、面的な取り組みを目的としています。今年度は8月と9月に開催しており、また、今月実施するヘリコプターを利用した空中からの調査により、全県の被害状況を把握した後にも開催を予定しています。さらに、近接する各府県でも、多くのナラ枯れ被害が発生していることから、今月末には近畿地区のブロック会議を本県で開催するなど、広域的な連携も図っているところです。

今後も引き続き、関係市町村及び近隣府県等との連携のもと、早期に的確な対策を実施することで被害拡大防止に努めてまいります。以上です。

○熊澤林業振興課長 カエンタケについてお答えします。

カエンタケについては、ことし最初の発生を7月中旬、生駒山山麓において確認をしました。委員がお述べのとおり、カエンタケは大変危険な毒キノコです。直ちに、発見された生駒市はもちろん、農林部、県教育委員会などを通じて、県内の市町村、小・中学校など、注意喚起の周知を図ったところです。特に発生が確認された箇所については、その周辺も含めて、歩道等の施設管理者が注意喚起のラミネートをしたポスターを掲示、あるいは歩道から目につくところはカエンタケをスコップ等で除去するなど、安全対策を図っています。また、カエンタケの詳しい情報については、林業振興課を初め、森林整備課、消費・生活安全課、奈良公園事務所、市町村、厚生労働省のホームページに写真、形状、発生時期、さわったり食べたりした場合の症状等をわかりやすく掲載し、見かけてもさわったり食べたりしないよう注意喚起をしています。

今後も市町村、県民の皆様などの新たな発生情報を常に把握しながら、関係機関とも連携を密にして注意喚起の徹底を図り、森林を散策される方などの安全管理に努めます。

○和田農業水産振興課長 委員がお尋ねの野生鳥獣による農業被害は、平成26年度、県全体で410ヘクタール、金額で2億500万円でした。ここ数年、減少傾向にありますけれども、被害ピーク時と比較すると、面積は平成21年度と比較して約半分の50.6%、金額では平成22年度と比較して約7割の69.4%まで減少しています。これまで実施してきた対策の効果が出てきているのかと考えています。

なお、獣種別においては、平成26年度、イノシシでは158ヘクタールで、9,100万円、ニホンジカでは111ヘクタールで5,500万円、猿では25ヘクタールで、2,200万円、アライグマでは21ヘクタールで1,800万円となっています。

また、平群町の平成26年度の農業被害について、イノシシでは5.2ヘクタールで、153万円、面積は平成21年度と比較して、約半分の48.1%、金額は平成22年度と比較して38.2%と、ここ数年、全県の傾向と同じように減少傾向です。

野生鳥獣による被害については、県全体で平成22年度以降減少傾向にあるのですけれども、依然、農家の被害状況等は、ますます厳しい状況にあると認識しています。今後も継続した対策が必要であると考えています。

以上です。

○伊賀森林整備課長 緩衝地についてお答えします。

野生獣による農林業被害が深刻な集落においては、有害獣の餌場や隠れ家、子育て場となっている放置森林、あるいは竹林の整備を実施することにより、集落、農地と野生鳥獣生息地との間に緩衝帯を整備する事業を行っています。獣被害の低減と里山の環境整備を推進しているところです。以上です。

○野添農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 鳥獣被害を防ぐための耕作放棄地対策について答弁させていただきます。

鳥獣被害が深刻化している要因の一つとして、耕作放棄地の増加が考えられています。耕作放棄地が有害鳥獣の餌場や隠れ家とならないような地域づくりが重要であると思っています。県では、耕作放棄地の未然防止とその解消について、喫緊の課題と認識をしており、関係者とともに連携して対策を推進しています。

具体的には、地域の農地などの資源を保全する意味で、地域での水路掃除等を行う事業を活用する取り組みを進めたり、また、農地の中間管理事業等を活用して担い手へ農地を集積することにより、耕作放棄地の未然防止を推進しています。さらには、市町村などの荒廃農地の発生や解消の状況に関する調査により、その把握に努めるとともに、新たなア

アイデアによる耕作放棄地解消への取り組みを支援する事業等を活用して、その再生利用を進めています。今後とも関係団体と連携して耕作放棄地の未然防止、解消に積極的に取り組みたいと考えています。以上です。

○佐野景観・環境局次長（景観・自然環境課長事務取扱） 大型店の出店に当たっての景観条例に基づく規制をご説明します。

景観法及び奈良県景観条例では、建築物、工作物の新築・移転のほか、開発行為や屋外における物件の堆積等の行為について、届け出を義務づけています。景観条例に基づき、平成21年5月に策定した奈良県景観計画において、届け出が必要な行為の規模を定めており、具体的に申しますと、大型店の出店に当たり、建築物1棟当たりの建築面積が1,000平方メートルを超えるもの、または高さ13メートルを超えるものについて、建築行為の届け出が必要となっています。届け出があった行為について、景観計画に定める景観形成基準に照らして、それぞれ審査をしています。

なお、景観計画に基づく届け出の対象としては、建築物及び工作物が主なものとなりますけれども、景観を形成するのは建築物と工作物ではないことから、届け出がされた場合、それ以外の附属行為、例えば、委員がお述べの緑化等についても、できるだけ景観形成基準に沿うよう助言していく所存です。以上です。

○宮本委員 ご答弁ありがとうございました。

まず、NAFICについて、印象、受けとめとしては、株式会社ひらまつのための県による整備と映ります。トップランナーの育成もわからなくもないのですが、県全体の、あるいは地元の農家の皆さんから寄せられる声は、獣害対策は、一定は進んだけれども、やはり根本的に担い手を支えて、担い手の支援を行って防いでほしいという思いや、林業についても、先ほど林業基金の解散の話がありましたけれども、この時期になって遅きに失したという思いはあります。国全体の林業予算の厳しい状況の中で、これも担い手がどんどん減っていく中で起こってきたことだと思いますし、振り返りますと、担い手育成や、本当の県全体の農業の底上げに軸足を置いた農林業政策が大事だという思いを改めて強く持ちましたので、意見として申し上げておきたいと思います。

それから、大型店出店に伴う景観保護の問題ですが、ご答弁のありましたとおり、緑化については、助言と、要するに努力規定となりますので、中高木で植栽といったときにも、道路と接する部分について緑化されるのは景観上好ましいのですが、店の側に聞きますと、駐車場に木を植えるとなると、安全上の問題、防犯上の問題もあるということで、非常に

難しいとお聞きしています。そういった中でも、奈良県らしい景観を守っていくために、積極的にこの緑化の部分についても指導、助言を強めていただきたいと要望しておきます。

地元でこんな事例があります。比較的小さい事業所、例えばセレモニーホールや比較的小さいスーパー、喫茶店、美容室ですと、きちんと植樹をして、この条例の努力規定に沿って景観を守る取り組みをしています。ただ、大型店になると、裏側に植樹をしますけれども、表にはちょっと芝生を植えるぐらいに終わっていることがあります。それをどんどん認めていきますと、大型店は結局そういう対応になり、小さいところはきちんと努力をするということになりはしないかという思いを持ちましたので、問題提起として発言をしておきたいと思います。以上です。

○阪口委員 暮らし創造部に猫の繁殖制限のことで1点だけ質問します。

生駒市の地域ネコ活動連絡協議会の方からお手紙いただき、その文を一部紹介して質問をします。この団体は、うだ・アニマルパークから現時点で、今年度17頭引き取り、そのうち16頭には里親が決まりました。猫の場合、団体譲渡も大事ですが、殺処分を減らす大切な取り組みとして、猫の繁殖制限をしないことには追いつかないと。今年度は、県内各地から猫のことで相談が来ています。県として、繁殖制限の方針を打ち出すことは無理なのでしょうか。県内にも多くのグループがあり、個人を含めて猫の捕獲、または不妊手術を個人負担で行っていますということです。この方は、繁殖制限をやっていただいたら、自分らの活動も助かるということですので、ご意見をお伺いします。

○姫野消費・生活安全課長 猫の繁殖制限についてです。

繁殖を制限する手段としては、不妊・去勢の措置を行うことや、室内飼育の徹底により繁殖する機会をなくすことが有効と考え、飼い主等に対し、これらの普及啓発を進めてきたところです。

まず、不妊・去勢の措置については、繁殖の制限だけでなく、あわせて病気の発生率を下げることや、発情期の鳴き声等、問題行動の予防につながることを伝え、そのメリットがより理解されるように努めているところです。

もう一つの室内飼育の徹底については、犬と異なり、放し飼いを法的に規制されていないため、家と外を自由に行き来する飼い方が現在も多く見受けられ、結果として飼い主の知らないところで望まぬ繁殖が行われることもあり、これを防ぐためにも室内飼育は有効と考え、普及啓発を行っています。以上です。

○阪口委員 こういう要望があることも踏まえて今後お取り組みをよろしくお願いします。

○岩田委員長 ほかございませんか。

ほかに質疑がなければ、これをもってくらし創造部、景観・環境局、農林部の審査を終わります。

午後1時から南部東部振興、県土マネジメント部、まちづくり推進局の審査を行いますので、よろしくお願いします。

それではしばらく休憩します。ありがとうございました。

11:08分 休憩

13:02分 再開